

運転練習申込書

令和 年 月 日

大阪府交通安全協会 殿

裏面記載の「自動車の運転練習約款」を承諾し遵守することを約した上で、門真運転免許試験場技能試験コースを使用しての運転練習の申込みをします。

◎ 練習者

(ふりがな) 男 大・昭・平
氏名 印 女 年 月 日生 (歳)

住所

普通免許の有無 (有 ・ 無)

連絡電話 () -

◎ 練習指導者 (保証人)

練習者との
関係
()

(ふりがな) 男 大・昭・平
氏名 印 女 年 月 日生 (歳)

住所

普通一種免許取得年月日

昭・平 年 月 日

連絡電話 () -

練習車の登録番号 (ナンバープレート)			
自動車損害賠償 責任保険	会社名		
	番 号	第	号
自動車保険 (任意保険)	会社名		
	番 号	第	号
	契約内容 (限度額)	対人 万円	対物 万円
運転練習日時	月 日	時 分～50分間	予約番号 -
		時 分～50分間	-

※ あらかじめ黒ボールペンで記入の上、練習当日受付に提出してください。

確認事項

- ◇ 練習当日の携行品
 - 指導者の運転免許証
 - 練習車両の自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書
 - 自動車保険 (任意保険) の証券
 - 運転練習料金 1回 (1時限50分) 3,000円
- ※ 受付時に上記携行品のいずれかを携行しなかった場合は、運転練習は許可しない。
- ◇ その他
 - 練習車両は、右ハンドルの普通乗用車 (車長490cm×車幅180cm以内・オフロード用車両を除く)に限る。
 - 練習中の車両には、練習者及び指導者以外の者は乗車はできない。
 - 練習者及び指導者は、本申込書に記入された者に限る。
 - 予約は、本紙をよく読み各欄に記入の上、練習希望日の2週間前までに (一財)大阪府交通安全協会 運転練習受付へ電話 (06-6909-8040) で申し込むこと。
 - ※ 申込書に記載された個人情報、当該事務以外には利用いたしません。

裏面 1

自動車の運転練習約款

一般財団法人大阪府交通安全協会（以下「安全協会」という。）と運転練習者及び指導者は、自動車の運転練習に関し、次の約款により行うものである。

（運転練習の場所、日及び時間）

第1 運転練習の場所、日及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 運転練習の場所 大阪府門真市一番町23番16号
門真運転免許試験場 技能試験コース
- (2) 運転練習の日時 土曜日 午前9時30分から午後4時30分までの間
(安全協会の責任)

第2 安全協会の責任は、次のとおりとする。

- (1) 運転練習の運営に関すること。
- (2) 試験コース及び施設の管理に関すること。
- (3) 運転練習者等に対する必要な指示を行うこと。

（運転練習時間及び料金等）

第3 運転練習時間及び料金は、次のとおりとする。

- (1) 1回当たりの運転練習は50分とし、1日2回（100分）を限度とする。
- (2) 1回当たりの練習料金は、3,000円（消費税を含む。）とする。
- (3) 運転練習者は、練習当日の受付時に練習料金を支払うものとする。
- (4) 練習料金は、練習を中止した場合であっても返還しないものとする。

（運転練習者の資格）

第4 運転練習者は、次のとおりとする。

- (1) 普通免許保有者で、運転練習を希望する者
- (2) 18歳以上で、新たに運転免許を受けようとする者

（練習指導者の要件）

第5 運転練習者は、申込者が指定した車両を運転することのできる免許取得後3年以上経過した者（以下「指導者」という。）を助手席に同乗させ、その指導の下に練習すること。

（運転練習に使用する車両）

第6 運転練習に使用する車両は、次のいずれにも該当する車両とする。

- (1) 指導者等が持ち込みする道路交通法上の普通乗用車で、安全協会が承認した車両とする。
- (2) 使用する車両は、自動車損害賠償責任保険及び練習者が運転した場合でも適用される任意の自動車保険（対人賠償3,000万円以上、対物賠償100万円以上）に加入しているものとする。

（運転練習の予約方法等）

第7 運転練習の予約方法等は、次のとおりとする。

- (1) 運転練習の予約申し込みは、事前に「運転練習申込書（本約款）」を入手し、必要事項を記載の上、電話により行う。
- (2) 予約受付は、月～金（休日を除く）の午前9時00分から午後5時00分までの間とする。
- (3) 運転練習の予約申込み先は、（一財）大阪府交通安全協会 運転練習受付
大阪府門真市一番町23-16

電話 06-6909-8040 とする。

裏面 2

(4) 予約を受けた安全協会は、予約番号・運転練習の日及び開始時刻・当日の受付場所及び携行品についての教示を行う。

(5) 携行品等は、運転練習申込書・指導者の運転免許証・自動車検査証・練習者の身分証明書・加入保険の証券及び練習料金とする。

(運転練習当日の受付等)

第8 運転練習当日の受付等は、次のとおりとする。

(1) 運転練習当日の受付は、練習開始時刻の30分前から開始する。

(2) 運転練習の申込みは、「運転練習申込書」に指導者の運転免許証・自動車検査証・練習者の身分証明書及び加入保険の証券を添えて提示することにより、正規の申込みとする。

(3) 運転練習は、「練習免許証」を交付して行うが、前記第4、第5及び第6の資格等を全て充足している者に交付し効力を有する。資格等を1つでも充足しない者に対しては、運転練習を認めない。

(運転練習時の遵守事項)

第9 運転練習時の遵守事項は、次のとおりとする。

(1) 練習許可証を車両の見やすい場所に表示すること。

(2) 係員又は警察職員の指示に従うこと。

(3) 指導者の適切な指導の下に練習し、事故防止に努めること。

(4) 練習中は、必ずシートベルトを装着すること。

(5) コース内では、みだりに降車しないこと。

(6) 追い越し、あおり（威嚇）等の行為はしないこと。

(7) 通行区分を遵守すること。

(8) 暴走行為をしないこと。

(9) 交差点での徐行、一時停止等安全確認を確実に励行すること。

(10) 事故を起こしたときは、直ちに練習を中止し、係員に通報すること。

(11) 運転練習を終了した場合は、「練習許可証」を返納すること。

(運転練習の中止)

第10 次の場合は、運転練習を中止させることがある。なお、運転練習の中止によって損害が生じても、安全協会は、一切補償しない。

(1) 濃霧、暴風雨、豪雨、降雪、その他天候の関係で運転練習を行うことが困難なとき。

(2) 運転練習者等が、自動車の運転練習約款に違反する行為を行ったと認められたとき。

(3) 事故の発生又は付帯設備等を損傷させ、運転練習が困難になったとき。

(4) 故意に危険な運転を行ったとき。

(5) 第9の遵守事項に反するなど、コースを走行することが不相当と認められるとき。

(事故等に係る損害賠償)

第11 事故等に係る損害賠償は、次によるものとする。なお、安全協会は一切責任を負わない。

(1) 練習車両相互等の事故により発生した損害は、当事者（運転練習者及び指導者）の責任において解決処理するものとする。

(2) コース又は付帯設備等を損傷したときは、当事者（運転練習者及び指導者）が、修復に要する費用の全額を負担するものとする。

以 上